

第 7 1 回
東京都卸売市場審議会議事録

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 (金)

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会	1
2	新任委員紹介	2
3	市場長あいさつ	2
4	報告事項	3
	(1) 東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について	
	(2) 豊洲市場の整備について	
	(3) その他	
5	審議事項	15
	東京都中央卸売市場使用料の改定について (諮問)	
6	閉 会	20

日時 平成27年12月18日(金) 午後2時01分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会長代理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	阿 部 裕 行	多摩市長
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟副会長
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	鈴 木 章 浩	東京都議会議員
〃	堀 宏 道	東京都議会議員
〃	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
幹 事	岸 本 良 一	東京都中央卸売市場長
〃	野 口 一 紀	東京都中央卸売市場管理部長
〃	金 子 光 博	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	坂 田 直 明	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場担当部長〈総務課長事務取扱〉
〃	白 川 敦	東京都中央卸売市場事業部長
〃	長 田 稔	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	飯 田 一 哉	東京都中央卸売市場新市場整備部長
〃	櫻 庭 裕 志	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	若 林 茂 樹	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長
〃	佐 藤 千 佳	東京都中央卸売市場施設整備担当部長
〃	山 本 明	生活文化局消費生活部長

1 開 会

○高角書記 大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多用中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の高角でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数15名中、ただいま12名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を満たしております、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は近藤委員と横山委員が所用のため欠席されております。また、阿部委員は5分ほど遅られる旨のご連絡がございました。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配布してございます。一番上が配布資料の一覧となっております、続いて順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、資料1、資料2、資料3、諮問文の写し、資料4でございます。お手元がない場合にはお申し出いただきたいと思っております。ご確認をいただきます。よろしいでしょうか。

また、机には、参考資料といたしまして、「市場使用料のあり方検討委員会報告」を置かせていただいております。必要に応じてご覧ください。

以上、資料の確認でございます。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、幹事・書記の変更がございしますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は福永会長のほうに議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしく願いいたします。

○福永会長 それでは、ただいまから第71回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、季節柄大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

2 新任委員紹介

○福永会長 まず、審議に入ります前に、前回の審議会以降新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げたいと存じます。

鈴木章浩委員でございます。

○鈴木委員 よろしくお願いいいたします。

○福永会長 堀宏道委員でございます。

○堀委員 よろしくお願ひします。

○福永会長 それでは、お手元の審議会次第に従いまして会議を進めてまいりたいと存じます。

3 市場長あいさつ

○福永会長 初めに、岸本中央卸売市場長からご挨拶がございますので、よろしくお願ひをいたします。

○岸本幹事 東京都中央卸売市場長の岸本でございます。委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本年度は、平成23年度から27年度の5か年を計画期間といたします第9次東京都卸売市場整備計画の最終年度に当たっております。この間、都におきましては、首都圏におきます生鮮食料品流通の中核を担う拠点として豊洲市場の整備を進めるとともに、北足立市場等における品質管理の高度化に向けた施設整備、淀橋市場のリニューアル事業や大田市場の荷捌場建替工事等による物流の改善や多様なニーズへの対応、また、非常用発電設備の整備による災害対応力の強化などに取り組み、この計画に基づく施設整備はおおむね達成したところでございます。

本年5月には、平成28年度からの5か年を計画期間といたします第10次卸売市場整備計画の策定に向けまして、当審議会に基本方針の諮問をさせていただいたところでございますが、現在、4人の学識経験者の先生方におきます計画部会において、専門の見地から、この基本方針につきまして多角的にご議論いただいているところでございます。本日は、まず、その計画部会による基本方針の検討状況につきまして、ご報告をさせていただければと考えております。

また、豊洲市場につきましては、開場日が明年11月7日と決定され、開場まで1年

を切ったところでございます。来年の今ごろには既に新市場で年末を迎えることとなります。現在、業界の皆様と協力しながら、開場に向けた準備を鋭意進めているところでございますが、本日は、現時点における整備等の状況につきまして、ご報告をさせていただきますと考えております。

加えまして、本日は、東京都中央卸売市場使用料の改定につきまして、諮問をさせていただきます。豊洲市場につきましては、従来から品質管理等の機能を強化した低温の卸売場等を整備いたしますが、この際、負担の公平の観点から、機能強化のために要する費用を踏まえた使用料体系の見直しを行う必要がございます。このため、豊洲市場の開場に合わせて、今後都が整備する低温施設を対象として、現行の使用料体系に低温化機能に係る経費を加味した新たな使用料を設定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 報告事項

- (1) 東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について
- (2) 豊洲市場の整備について
- (3) その他

○福永会長 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、次第4の報告事項(1)東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について、最初に木立部会長より概況のご報告をいただき、引き続き事務局から資料の説明をお願いいたします。

○木立会長代理 部会長を仰せつかっております木立でございます。

これから計画部会における検討状況の概況について、ご説明を申し上げさせていただきますと存じます。

前回の審議会以降、これまで計画部会は9回ほど開催をさせていただいております。その間、卸売市場流通の研究者の方に講演をしていただいたり、市場関係者の方からヒアリング、あるいは実際に市場にお伺いしまして、さまざまな多面的な視覚からいろいろとヒアリング調査等をさせていただき、議論をしてまいりました。今後もほぼこうい

った月1回くらいのペースで議論を続けまして、さらに検討を進めたいと考えております。

計画部会における検討の詳細につきましては、この後詳細なご説明がございますので、私のほうからは、この計画部会でどういった基本的なスタンス、あるいはどういった論点について議論してきたのかということをご簡単に紹介を申し上げたいと存じます。

市場をめぐる状況は非常に厳しい面があるわけですが、卸売市場が花を含めて生鮮食料品等の流通において、日本においては非常に大きな役割を果たしているということについての基本認識について、ほぼ合意がされた上で検討が進められたと理解いたしております。その意味で、まさに卸売市場という組織は公共的な社会インフラであると考えられるかと存じます。とはいえ、新しい市場環境、外部環境の変化が急速に進んでいる。そういった中で卸売市場のあり方が、それに十分キャッチアップできているのか、対応できているのかという点をめぐっては、必ずしもそういうことではないと考えられるわけです。

そのような観点から、例えば品質管理の水準が、今21世紀に入って、消費者あるいは他の関連業者から求められる水準に達しているのかどうかという点、あるいは物流の効率化が卸売市場において十分になされているのか。さらに言えば、今後生鮮食料品のままでの消費の比重が低下していく傾向のもとで、卸売市場はもちろん生鮮食料品流通の場ではあるわけですが、新しい川下の需要者のニーズに的確に答えていかなければならない。そういった意味では、流通・加工処理機能をサプライチェーン全体の中でどこまで取り込むべきなのか、あるいはアウトソース、つまり外部の組織に依存すべきなのかというような点も大きな議論のポイントになってまいります。

あわせて市場として公共的な場であるとしても、戦略的な考え方がこれから求められていく。今申し上げました品質水準の向上、あるいは物流機能の強化、加工機能等の強化等々を含めまして、卸売市場ごとにどういう戦略を立てていったらよいのか、そういうことが非常に重要な課題となってきている。

最後に、そういった中で、市場整備をしていくときに公共性と業者の方、あるいは市場関係者の方のご負担とのバランスをどういうふうと考えていったらよいのか。市場業者の方の経営も非常に厳しい状況にあります。同時に市場財政も非常に厳しい中で、これから21世紀の社会インフラをどういうふう守っていくべきなのかという根本的な論点があるということになろうかと存じます。

卸売市場が生鮮食料品流通等の基本的な場であるということが、日本の豊かな食生活を支えていく上でこれまで以上に重要な基盤になっているだろう。おそらく、これから高齢社会において健康長寿を実現していくにあたって、卸売市場が栄養度の高い安心できる食材あるいは食品等を提供していくというきわめて重要な役割を果たしていく必要があるだろうという基本認識のもとで、計画部会ではそれぞれのご専門の立場からご議論をいただいたということになります。

詳細につきましては、これから個々の点についてのご紹介をいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上で概略のご説明を終わらせていただきます。

○金子幹事 それでは引き続きまして、私のほうから、お手元の資料1「東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

計画部会は、本年5月8日に開催されました前回の審議会におきまして、卸売市場の課題解決に向けた方向性を見出していく場として設置されまして、食品流通、物流、会計監査、経済政策の各分野に精通された学識経験者の方々によりまして、専門的見地から多面的なご議論をいただけたところでございます。木立部会長を筆頭に、資料でお示しした4名の委員で構成されております。

審議経過につきましては、本年5月から先月まで9回開催しており、卸売市場の役割、品質・衛生管理、市場の活性化などさまざまなテーマにつきまして、市場関係者のヒアリング等を含めまして、多角的な議論を進めてまいりました。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、前回審議会では、国の卸売市場整備基本方針が本年夏に策定される前提で、12月に計画部会の中間報告を行うスケジュールをお示ししておりましたが、国によりまして、当初予定を変更いたしまして、来年1月を目途に基本方針を策定予定とのことでございます。また、この基本方針に即して、来年3月を目途に中央卸売市場整備計画が策定される予定となっております。

このような国の策定スケジュールに対応いたしまして、当審議会においては、来年4月に計画部会から答申案の中間報告をいただき、委員の皆様からご意見を賜った上で、6月を目途に計画部会から最終報告をいただくことを予定しております。

その後、都は国の基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、審議会からいただいた答申をもとに、第10次東京都卸売市場整備計画を平成28年度内に策定してまいり

ます。

次に、2ページ目をご覧ください。「卸売市場の現状と今後に向けた取組の方向性」についてでございます。

まず、卸売市場を取り巻く環境についてですが、少子高齢化の進行などに伴う世帯構造、食料消費等の変化、外食・中食の利用の増加等に象徴される消費者ニーズの多様化、産地の大型化や量販店のシェア拡大等に見られる生鮮食料品等の生産、流通の変化など、大きく変化しております。

これに対しまして、東京都の中央卸売市場の現状でございますが、産地と大口需要者の直接取引により流通チャンネルが多元化するなど、市場外流通が増大しております。また、取扱数量と取扱金額は長期的には減少傾向を示しております。こうした中で、仲卸業者が長期的に減少するとともに、水産物部で他の部類に比べ、経常赤字の仲卸業者の割合が高く推移するなど、市場関係業者の経営が悪化している状況にあります。

これらの状況を踏まえ、第10次東京都卸売市場整備計画における取組の方向性として4つの柱を考えております。

まず、多様化するニーズへの的確な対応につきましては、品質・衛生管理の高度化や加工・パッケージ等の付加機能の強化などについて検討を行っております。

また、市場の健全かつ安定した経営に向けた取組の推進につきましては、市場関係業者の経営基盤の強化や、将来を見据えた経営戦略の確立などについて検討を行っております。

社会的要請への適切な対応につきましては、食の安全の確保、環境負荷の低減や災害等の危機への対応強化などについて検討を行っております。

市場の活性化に向けた新たな取組の推進につきましては、卸売市場を活用した国産農水産物の輸出の推進について検討を行っております。

今後、計画部会におきまして、これらの取組の方向性についてさらに議論を深めていただきたいと考えております。

続きまして、3ページでございますが、「計画部会における議論の内容」をご覧ください。計画部会におけるこれまでの議論等を個々の論点別に集約したものでございます。

まず、品質・衛生管理についてですが、サプライチェーン全体としてどのように担保できるかが重要であること、それから、高度化以前の問題として、ミニマムスタンダードとしての基準等を設け、規制を強化していくべきなどの議論がございました。

次に、物流の効率化・情報化についてですが、ロジスティクスを考える場合に、企業単位で物流、情報管理をどう高度化していくか、卸売市場の機能強化をどう図るか、サプライチェーン全体でいかに付加価値をつけていくか、3段階で考えていく必要があるなどの議論がございました。

それから、多様化するニーズへの的確な対応についてですが、小売側からは、中間流通が担う役割の拡大が期待されており、商品・サービスの付加価値を高めていかないと市場が卸売システムとして生き残れないなどの議論がございました。

次に、4ページ目をご覧ください。環境対策・災害対策についてですが、市場ごとに地域的な条件等が異なることから、対策につきましても市場ごとの創意工夫が重要であることなどの議論がございました。

取引の活性化についてですが、環境変化等に対応していくため、市場においてイノベーションを引き出しやすくするような仕組みづくりなど、改革を促すことができないか考えるべきなどの議論がございました。

それから、市場業者の経営基盤の強化についてですが、事業者自らが戦略を打ち出すことが重要であり、都はコーディネートや支援という視点で検討すべきなどの議論がございました。

取引の適正化・効率化、取引情報の公開についてですが、都の市場における取引価格は全国の指標価格としての役割も果たしていることから、価格の公正さを確保していくことは一種の社会的責任であるなどの議論がございました。

次に、5ページ目をご覧ください。まず、経営戦略についてですが、各市場が独自性を出してイノベーションを起こせるような環境整備に取り組んでいく必要があること、小規模な市場も地域の中核的なインフラとしての役割を果たし、魅力ある市場として発展していくことは可能であり、画一的でない創意工夫が重要であること、それから、開設者がリーダーシップをとっていく必要があることなどの議論がございました。

市場の活性化に向けた新たな取組についてですが、輸出の取組は重要であるが、都民のための市場という点における位置付けがどうか、また、市場の活性化等においてどれだけ貢献するのかといった観点からの整理も必要であることなどの議論がございました。

地方卸売市場についてですが、民間経営で物流拠点として高度化が進んだ事例など、さまざまな事例研究に取り組むべきなどの議論がございました。

次に、6 ページ目をご覧ください。市場財政についてですが、中長期で独立採算をどう安定的に図っていくかという視点が必要であることなどの議論がございました。

最後に、市場の運営についてですが、指定管理者制度やPFIについて、その方式を取り入れることによるメリット・デメリット等を整理し、有効な手法を検討していく必要があることなどの議論がございました。

以上、雑駁でございますが、資料1の報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの木立部会長と事務局からの報告のありました東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について、ご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いし、ご発言をお願いいたします。

○大西委員 ただいま東京都卸売市場審議会計画部会の報告がありましたが、本件について一言意見を申し上げさせていただきます。

豊洲市場も来年の11月7日に開場することになっており、豊洲市場に関する施設整備もいよいよ区切りを迎えることとなります。

一方で、築地市場を除く他の市場においては老朽化が進んでおり、先ほど報告がありましたが、卸売市場を取り巻く諸状況の変化と、それに対応し今後求められる品質・衛生管理の高度化や市場の活性化は喫緊の課題となっております。

私の地元足立市場、そして北足立市場、2つの市場がございしますが、双方とも施設の老朽化がとて進んでおり、市場業者の経営状況も厳しい状況が続いております。

現在、計画部会でさまざまな観点から議論が進められているということですが、ぜひともこの足立市場や北足立市場といった、築地市場以外にも10カ所あるわけですから、他の卸売市場についてもしっかりと検討していただき、第10次東京都卸売市場整備計画に適切に反映していただき、必要な施設整備や活性化支援に取り組んでいただきたいと意見を申し上げさせていただきます。

○かち委員 私からも、第10次卸売市場整備計画における取組の方向性等についてのご報告についての意見を述べさせていただきます。

今日、市場経由率はこの10年で10ポイント低下しています。流通ルートも直売所や産直、インターネットの活用などとともに多様化しており、少子高齢化とも相まって市場の取引量を増加させることはなかなか容易ではない状況です。本年11月2日に発

表された国の第10次基本方針案では市場の経営戦略が重視され、具体的に挙がっているのがコールドチェーンシステムや輸出、6次産業化などです。しかし、大手量販店、大手外食チェーン店などが求めるコールドチェーンシステム、加工・パッケージ等への対応は、市場関係者、計画部会からも意見が出されているように、市場関係者のコスト、負担増と一体のものであり、ゆくゆくは市場会計の圧迫にもつながりかねないものです。

輸出、6次産業化については、卸売市場の業務としては都民に安定して生鮮食料品を供給するというのが第一義的役割であり、それがメインではないのではないかと考えます。計画部会でも、市場活性化へどれだけ貢献するのかとの疑問が出されているように、その対応ができるのは一部の市場に限られるのではないのでしょうか。都の11の中央卸売市場がそれぞれの地域性に合った独自色を出して、生産地と消費者側との連携を強めることで活性化を図ることこそ必要ではないかと考えます。

また、市場業者が実需者側、特に大型量販店などと公正な交渉力を持つことが重要であり、そのためにも大型量販店、大手外食チェーン店などが優越的地位の乱用がないようにチェックできるよう市場取引委員会のあり方や強化は必要であるということをし述べて、意見といたします。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、計画部会の委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたすことになりますけれども、本日いただきましたいろいろなご意見等を含めまして、引き続き検討を重ねていただきますようよろしく願いをいたしたいと思ひます。木立先生、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項(2)「豊洲市場の整備について」及び(3)のその他報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○飯田幹事 新市場整備部長の飯田でございます。

私のほうから、資料2につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料2「豊洲市場の整備について」をご覧くださいませでしょうか。

まず、1、名称・所在地及び開場日等でございます。名称は、東京都中央卸売市場豊洲市場、所在地は、「江東区豊洲六丁目6番1号」で、こちらは東京都事務所がございます管理施設棟の住所番号でございます。水産卸売場棟につきましては「豊洲六丁目6

番2号」、水産仲卸売場棟は「豊洲六丁目5番1号」、青果棟は「豊洲六丁目3番1号」になります。

開場日は平成28年11月7日で、築地市場移転のため、11月3日から6日の4日間を休市とさせていただきます。

これらの名称・所在地及び開場日につきましては、東京都中央卸売市場条例の改正及び農林水産省の認可を経た上で正式決定いたします。

その他の施設配置及び車両等の搬出入口となります門の名称等につきましては、別紙「豊洲市場の施設概要」を後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、2、整備の主な進捗状況でございます。まず、市場本体施設でございますが、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟につきましては、平成26年2月に建設工事に着手し、躯体工事はおおむね完了しております。現在は空調機器やスプリンクラー等の設備工事や内装工事等を施工中でございます。

市場業者の皆様が行います造作工事につきましては、立体低温倉庫など一部の大規模なものにつきましては既に施工しており、今後、仲卸店舗の造作などに順次着手してまいります。

また、土壌汚染対策工事につきましては、平成26年10月に工事が完了し、同年11月から地下水のモニタリングをこれまでに5回実施してございます。モニタリング結果につきましては既に公表しておりますが、いずれも土壌汚染対策法におきます地下水基準を満たしております。

次に、別紙2「豊洲市場の施設整備状況」に、先月11月末時点での整備状況の写真をつけさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

最後に、3、業界との主な取組状況でございます。業界造作工事につきましては、本年4月に築地市場内に造作相談室を設置し、事前相談や設計アドバイス等を実施しております。また、8月には全事業者を対象に造作説明会を開催し、設計基準や施工日程等をご説明させていただきました。

物流につきましては、本年4月に豊洲市場水産物流調整会議を設置し、物流施設の利用途等についての協議を継続中でございます。

品質・衛生管理につきましては、品質・衛生管理の強化に向け、豊洲市場の施設に則した品質・衛生管理マニュアルを作成し、講習会を業界ごとに開催しております。また、来月1月からはトライアル事業を実施する予定でございます。

引越準備につきましては、本年4月に引越準備委員会を設置し、円滑な移転に向けた協議を継続中でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川幹事 事業部長の白川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料3「東京都中央卸売市場条例の改正予定」について説明をさせていただきます。

本改正は、築地市場の豊洲市場への移転に伴いまして、必要となる条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては4点ございます。

1つ目が、豊洲市場の名称及び位置を定めるものでございます。条例第4条（市場の名称及び位置）の条文中、名称の「東京都中央卸売市場築地市場」を「東京都中央卸売市場豊洲市場」に、位置の「東京都中央区築地五丁目2番1号」を「東京都江東区豊洲六丁目6番1号」にそれぞれ改正するものでございます。

2つ目は、名称につきまして、築地市場を豊洲市場に置き換えるものでございます。条例第5条（取扱品目）、第2項及び第3項、第9条（卸売業者の数）、第11条（保証金の額）並びに第23条（仲卸業者の数）の条文中の名称につきまして、「築地市場」を「豊洲市場」に置き換えるものでございます。

3つ目は、市場移転に伴うみなし規定の整備でございます。築地市場におきまして、現在、許可・承認等を受けているせり人、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の許可・承認等におきまして、豊洲市場において許可・承認等を受けた者とみなすという規定を条例の附則に定めるものでございます。

4つ目は、市場使用料でございます。この後ご審議をいただきますが、低温施設を対象とした新たな使用料を設定するものでございます。

この条例案を第一回都議会定例会に提案する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から報告がございました豊洲市場の整備について及び東京都中央卸売市場条例の改正予定について、ご意見、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 それでは、ただいまいただきました報告事項について、確認の意味を込めて質疑をさせていただきます。

いよいよ豊洲市場開場まで残り1年を切ったわけです。これまでも土壌汚染対策などさまざまな問題を多くの関係者の努力によって解決し乗り越えてまいりました。その努力と汗の結晶を世界で一番の都市東京にふさわしい市場を豊洲市場として結実をさせていただきたいと思えます。

先ほどの報告にもございましたけれども、今日、市場を取り巻く環境は、流通面においては、生鮮食料品を扱うコンビニの増加や量販店の拡大などにより、市場経由率は漸減傾向にあります。また、さらに消費者ニーズの多様化や高度化によって流通経路も複雑化しており、その困難、厳しさは今まで以上に増しております。

しかしながら、今でも卸売市場は水産物においては6割、青果物においては、国産品において9割という国内の生鮮食料品流通のなくてはならない重要な役割を果たしてきております。そして、さらに流通上のシェアだけでなく、何よりも大切な食の安全・安心というかけがえのないブランドを多くの皆様の関係者によって築き守ってきたわけであり、この大切な財産をしっかりと私たちが守り、そして、新しい社会の要請に応じていかななくてはならないと思えます。そうした使命感、思いがあるからこそ、さまざまな困難を乗り越えて、そして、今日まで来たわけがございますし、卸売市場として新しい扉を開くときが目の前に見えてきたわけであります。

一方で、我が国最大級の卸売市場移転に際しては、築地市場業界から、短期間での引越や移転に伴う費用などについてさまざまな不安の声も寄せられており、私どものところにも要望書が出されております。来年11月7日の豊洲市場の開場は、市場業界の皆様との合意事項でもあり、確実に実現していかなくてはなりません。

そこで、豊洲市場を円滑に開場させるため、都として今後どのように取り組んでいくのか改めて考えをお伺いいたします。

○飯田幹事 先般、東京都議会におきまして、東京都知事が、市場業者が安心して豊洲市場に移転し営業できますよう支援について早急に検討を行うと答弁したところでございまして、支援につきまして鋭意検討を進めているところでございます。豊洲市場が来年11月7日に円滑に開場できますよう全力を挙げて取り組んでまいります。

○鈴木委員 今、市場業者が安心して豊洲に移転、そして、営業できるよう必要な支援について検討を進めており、来年11月7日、この11月7日に豊洲市場を円滑に開場

できるよう全力を挙げる旨の回答がありました。今回の移転は、まさに世紀の一大事業であり、失敗は許されないわけであります。都はこのことを改めて肝に銘じていただき、築地市場から豊洲市場への円滑な移転が図られるよう、都は最大限の配慮をしていただくことを意見として強く申し述べさせていただきたいと思いをします。

○伊藤（こ）委員 それでは、私からも一言申し上げさせていただきます。

築地市場を支えているのは、言うまでもなく、そこで働く多くの中小・零細の事業者の方々でございます。こうした方々が豊洲市場に円滑に移転をしていただくことで、初めて築地市場がこれまで培ってきた活気や賑わいを継承・発展させることが可能となるわけであります。

そのために、厳しい経営環境の中、歯を食いしばって日々仕事をされていらっしゃる市場業者の皆さんが安心して豊洲に行くことができる環境づくりをすることが重要であると考えます。

我が党としても、これまで豊洲市場の円滑な開場に向け、業界に寄り添い、一貫して取り組んできたところであります。先ほど、都としても必要な支援について検討を進めるとのお話でありましたけれども、私どもの手元にも要望書が届いておりますし、移転を前に切実な思いを伺っておるところでございます。

このような声を都は改めて真摯に受けとめ、手を差し伸べていただきたい。そして、後世に誇れる輝かしい豊洲市場の開場日、来年11月7日を多くの市場関係者、そして、都民の皆様とともに迎えたいと思いをします。その日を確実に迎えるためにも、ぜひとも築地市場から豊洲市場への円滑な移転が図られるよう、都は最大限の配慮をされることを私からも強く意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○かち委員 私からも一言申し上げます。

豊洲市場の開場・移転については、店舗で使用できる水槽の重さ制限や、通勤駐車場に車高制限があることなど、市場関係者から、実際に作業する方々ならではのさまざまな問題や要求が出されています。

もともと深刻な土壤汚染がある豊洲新市場用地での汚染対策は、調査にしても対策にしても十分とは言えないものです。また、過大な施設計画により整備費は6,000億円近くに増加し、市場会計の手持ち資金は激減しています。卸売場の重層化、青果と水産との買い回りが容易でないなど見過ごせない問題も山積しています。現在出されてい

る問題はこうした背景があるものです。

都は開場を強硬に進めず、都が責任をもって数々の問題を解決し、市場関係者との合意形成を図ることが重要です。

先日、我が党都議団としても知事宛てに申し入れを行ったところではありますが、そこで、以下3点について申し上げます。

まず、新市場開場の認可申請は、土壌汚染問題の安心・安全の判断基準となる2年間のモニタリングの結果を確認してからにすること。

開場後の地下水調査、地下水管理について、都が責任をもって継続すること。

移転・開場に伴う業者の負担費用などについては都の責任で対応し、軽減をすること。

これらについて対応されることを求めて、意見とします。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、3人の方々からご意見をいただきました。そして、質疑の中の複数の委員の方々から、築地市場から豊洲市場への円滑な移転が図られるよう、都は最大限の配慮をすることという強いご意見がございました。都はこれらの意見をしっかりと受けとめていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、報告事項の質疑につきましては、これまでとさせていただきます。

次に、本日は、知事から当審議会へ、東京都中央卸売市場使用料の改定につきまして諮問がございました。まずそれをお受けいたしたいと存じます。

(諮問文の朗読)

諮問文

東京都卸売市場審議会 会長 福永正通殿

東京都知事 舛添要一

東京都卸売市場審議会条例第2条の規定に基づき、下記改定案について、貴審議会の意見をいただきたく、諮問いたします。

1 改定する使用料 東京都中央卸売市場使用料

以下、改定の理由、改定の内容、改定方法、改定の時期については、記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(市場長より会長へ諮問文の手交)

○福永会長 ただいま諮問文をいただきました。皆様方のお手元に写しを配布してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

5 審議事項

東京都中央卸売市場使用料の改定について（諮問）

○福永会長 それでは、引き続きまして、次第の5、審議事項、東京都中央卸売市場使用料の改定について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○坂田幹事 財政調整担当部長の坂田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から諮問内容について説明をいたします。

お手元にお配りしております資料4をご覧いただきたいと思います。「東京都中央卸売市場使用料の改定について」でございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。1、市場財政の現状ですが、地方公共団体が経営する市場事業につきましては、地方財政法により、その経営に当たっては特別会計を設け独立採算で行うことが原則となっております。

また、都では、市場会計に地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計方式により運営しております。

中央卸売市場会計の経常収支は平成12年度以降黒字で推移しており、26年度決算におきましては経常収支はほぼ均衡しております。

2、使用料の考え方でございます。平成24年1月に策定した第9次東京都卸売市場整備計画では、卸売市場がハード・ソフトの両面から機能強化を行うとともに、卸売市場の活性化を図り、生産者・実需者への多様なニーズに応えていく方向性を示しております。この中で施設の低温化について、都は開設者として主体的に関与するとともに、実態を踏まえた適切な整備を行うこととしております。

その下でございますが、平成24年5月の市場使用料あり方検討委員会報告では、施設の低温化などの機能強化のための施設整備を都が行った場合については、機能強化を図った施設と既存施設では品質管理に大きな格差が生じるため、負担の公平の観点から、現行使用料体系に機能強化のための費用を加味した新たな使用料体系の検討を求めています。また、新しい使用料体系を具体的に検討する際は、市場関係業者の経営状況等に十分な配慮を行うことが提言されております。

資料の3ページに、あり方検討委員会報告の概要をまとめましたので、参考にご覧いた

だきたいと思います。

今回お諮りする具体的内容に入らせていただきます。元の資料の1ページをご覧ください。3、低温施設を対象とする新たな使用料の設定についてでございます。

(1) 基本的な考え方でございますが、市場使用料あり方検討委員会報告で提言されました使用料体系見直しの方向性を踏まえ、豊洲市場の開場に合わせ都が整備する低温施設を適用対象といたしまして、現行使用料体系に低温化機能に係る経費を加味した新たな使用料を設定いたします。

次のページになりますが、(2) 適用対象施設でございます。低温管理を前提として、都が従来の整備水準を超えて、特別な断熱材や出入口などの開口部の温度管理施設を付加的に整備した低温卸売業者売場、低温荷さばき場、低温作業所が対象となります。

(3) 算定方法でございます。新たな使用料の金額は、現行の基本施設部分に対する使用料額に低温化機能に係る経費を加算して設定いたします。低温化機能にかかる経費は、豊洲市場に整備する対象施設において、低温管理を図るために整備した断熱材や開口部の温度管理設備など、こちらの整備費に基づきまして、1月1平方メートルにつき205円と算出いたしました。

(4) 新たな使用料及び使用料額でございます。①のところですが、仮称ではございますが、低温卸売業者売場使用料は税抜額695円でございます。税込額では現行使用料額545円に先ほど説明いたしました低温化施設に係る経費相当額205円を加算した750円となります。

同様に、②低温荷さばき場使用料については、税抜額695円、税込額では750円、③低温作業所使用料につきましては、税抜額1,495円、税込額は1,614円でございます。

最後に、改定の時期でございますが、豊洲市場の開場日の平成28年11月7日でございます。

4ページから8ページの資料です。4ページでございますが、市場財政の現状でございます。こちらは、平成24年度から26年度の決算の状況について説明したものでございます。5ページ及び6ページは現行使用料内容の一覧表でございます。7ページにつきましては、施設使用料改定案、今回ご説明した新設の使用料については網かけ表示としております。8ページにつきましては、市場使用料の改定状況でございます。

また、別添といたしまして、市場使用料あり方検討委員会報告の冊子もお配りしており

ますので、ご参照いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、諮問内容についての説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からただいま説明のありました使用料の改定案につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

○堀委員 豊洲市場の開場まで残り11カ月を切りました。私も去る7月13日、経済・港湾委員会の委員として、豊洲市場の工事現場を視察してまいりました。

新たな市場は、物流面や衛生面が飛躍的に機能アップされるなど、非常に大きな期待を寄せております。世界で一番の都市東京、そして、多くの世界から訪れるお客様を迎え入れる上で、特に都民の台所となる象徴的な施設であり、衛生面の機能アップは、日本、そして、東京の食の安全・安心の確保、そして、日本、東京ブランド力の向上に欠かすことのできないことだと私は認識をいたしております。

ただいま事務局から説明があった新たな使用料については、低温施設に適用されるものとして適正に算定されているものであり、妥当なものであると考えております。

しかしながら、この使用料検討の下地となった使用料のあり方検討委員会においては、先ほど説明もございましたけれども、新たな使用料を具体的に検討する際には、市場関係業者の経営状況等に十分に配慮すべきという点についても触れられております。

そこで、市場関係業者の最近の経営状況についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○白川幹事 事業部長でございます。

最近の市場業者の経営状況についてでございますが、卸売業者は単価増による取扱金額の増加、これは見られるものの、取扱数量、これは長期的に減少傾向にございます。利益率の上昇に結びついていないということでございます。

仲卸業者も債務超過の事業者は減少傾向にございますが、水産においては約半数、青果におきましても3分の1程度存在するという状況でございます。

○堀委員 今の答弁をお聞きいたしますと、若干改善の兆しがあるようでございますけれども、まだまだ厳しい状況に置かれていることは間違いなさそうであります。

とりわけ築地市場の市場業者の方々は、厳しい経営状況に加え、移転という大きな問題

に直面をしております。単に現状のまま引越をするというわけではなくて、豊洲市場では市場機能が大幅に強化されることに伴い、新たに大型冷蔵庫の設置をはじめ、さまざまな設備・機器の導入に迫られるなど、移転時や移転後、しばらくは相当な負担を強いられることが当然のことながら推測をされるわけであります。

そうした経営上の不安から、我が党に対しましても、過日、築地市場の業界団体から切実な要望がございました。新たな生鮮食料品流通の要となる豊洲市場が、開場後も都民の台所として安定供給の責務を果たしていくためには、そこで働く市場業者の方々の経営が不安定となることは避けなければいけないと思います。

そこで、都では必要な支援について検討していると聞いておりますが、新たな使用料の適用に当たっては、豊洲市場へ移転する事業者の経営状況等に配慮すべきことを意見として強く申し述べておきます。どうぞよろしく願いいたします。

○かち委員 私からも一言申し上げます。

市場使用料の改定について、新しい使用料体系の改定に当たっては、特に豊洲新市場においては、開場・移転という大きな環境変化があり、再来年には消費税10%への増税問題など、さまざまな影響を受けます。新たな使用料設定の具体化に当たっては、市場関係者の経営状況等に十分な配慮を踏まえ、また、直接営業する事業者の合意のもとに慎重に進めるべきだということを申し上げておきます。

以上です。

○伊藤（こ）委員 私からも一言意見を述べさせていただきたいと思います。

低温施設を対象とした新たな使用料については、その必要性は理解をしており、また、額も適正に算定されているということでありました。

しかしながら、移転に際しては、新たな設備投資をはじめとする多額の経費が市場業者の方々に集中して重くのしかかることも事実であります。豊洲移転後もしっかりと事業を継続できるよう、私からも豊洲市場へ移転する市場業者の経営状況等に配慮することを強く要望しておきたいと思います。よろしく願いします。

以上です。

○大北委員 大北でございます。

私は、今、素晴らしい市場ができるということをお聞きしておりまして、私たちにとっては大きな喜びでもあります。

しかし、非常に費用が営業者の方にかかるということを実感いたしまして、そして、そ

れをどういうふうに都民の私たちは考えたらいいか、買う物にそういう上乘せがされるのではないかと、私は話を聞いていて思いました。都でもその費用を全部負担するわけにはいかないと思いますけれども、私たち市民、都民にそれが余計にかかってくるようなことにならないことをぜひお願いしたいと思ひます。

私はちようど文書も持っていないので、先生方みたいに上手にお話はできませんけれども、一市民として、一都民として、家計を守っていく私たちとしては、ぜひその辺をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見等がほかにございませぬようですので、大変活発にご意見をいただきまして、これでご意見等も出尽くしたと思われませぬので、ただいまのご議論を含めまして、引き続き当審議会としての答申の取りまとめをいたしたいと思ひます。

審議の中で、それぞれ複数の委員の方々から、豊洲市場へ移転する市場業者の経営状況等に十分な配慮をすることという強いご要望がございました。

ここで若干のお時間をいただきまして、皆様のご意見等をできるだけ取り入れて、答申の案文を作成したいと思ひます。そして、この案文ができましたところで、皆様にお諮りをいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ここで15分程度でありますけれども、休憩とさせていただきます。別室で案文を作成させていただきます。委員の皆様方には、15分ということでございませぬので、休憩をさせていただきますたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

(休 憩)

○福永会長 それでは大変長らくお待たせをいたしました。ただいまから審議会を再開させていただきます。

答申の案文ができましたので、お手元に配布させていただきます。

事務局から案文の朗読をお願いいたします。

○高角書記 案文を朗読いたします。

東京都中央卸売市場使用料の改定について

平成27年12月18日付27中管市第252号により諮問のあったこのことにつ

いて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

東京都中央卸売市場使用料の改定については、次の要望を付して原案を適当と認める。

1 豊洲市場へ移転する市場業者の経営状況等に配慮すること。

以上でございます。

○福永会長 ただいま朗読をいただきましたように、「豊洲市場へ移転する市場業者の経営状況等に配慮すること」という要望を付して答申をまとめましたところですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、このような形で知事に答申を提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、審議事項につきましてはここまでとさせていただきます。

以上をもちまして審議会を終わりにさせていただきたいと思っておりますが、閉会の前に岸本市場長からご発言がございました。

○岸本幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたり熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

ただいまご答申いただきました東京都中央卸売市場使用料の改定につきましては、来年の第一回都議会定例会に条例改正案を提出させていただく予定でございます。その際には、本日の審議において頂戴したご意見、ご要望を踏まえ、豊洲への円滑な移転が図られますよう、市場業者の経営状況等に最大限の配慮をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

6 閉 会

○福永会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日予定をいたしました議題は全て終了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心なご審議を賜りました。誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第71回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午後3時19分 閉会